

## 1. 基準料金制の見直しについて

### 1. 概要

基準料金は、工業用水道事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助率算定時に使用される上限料金であり、補助金の交付を受けた事業は基準料金以下で工業用水の料金を定めるものとされている。

### 2. 政策的意義

工業用水法が制定された昭和31年当時、主な工業用水の水源である地下水の価格は平均して1.8円であり、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下対策としての工業用水道の供給料金はこの価格から乖離しすぎないように3.5円と設定され、供給料金がこれを上回る場合は、工業用水道の建設に対し、国が費用の一部を補助することによってこの水準を維持する方式がとられた。

このように工業用水道の料金を基準料金に維持するために工業用水道補助制度は制定され、基準料金は補助金の補助率を決定する指標になっている。基準料金は経済の発展等にあわせ数度にわたって改定されており、現在は40～50円程度となっている。

### 3. 現状における問題点

近年産業構造の変化や水の合理的利用の進展により工業用水の需要量が漸減しており、厳しい経営環境の中で基準料金の上限額では経営をまかなえない事業が出てきている。そのため、特例基準料金制度（基準料金の2倍上限）の活用や経営経費負担金として不足分を企業に求める事業もあり、政策料金としての基準料金が現状にそぐわない形となってきた。

また、平成25年に工業用水道料金算定要領が告示制定された際に、将来の更新費用として料金算定上の原価項目に資産維持費を導入したが、料金に上限額が設定されていると資産維持費の導入が制限されることが考えられる。

更に、基準料金という上限設定があることにより、自由な料金設定が妨げられ、責任水量制の見直しが進まない可能性もある。

### 4. 今後の施策の方向性

基準料金に係る通達の見直し等を行い、料金設定の上限としての基準料金を実質的に廃止する方向で検討する。

## 基準料金制度について

### 【概要】

基準料金は、工業用水道事業費補助金の補助率の算定（妥当投資計算における基準単価）や政策料金としての上限値であり、工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金は、平成11年7月1日付けの「工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金の取扱いについて（平成11立施設第1号）」により、別表1に定める「基準料金」の範囲内において定めるものとされている。

別表1 基準料金

(単位：円/m<sup>3</sup>)

地域区分	事業区分	事業区分	
		一般事業	小規模事業
四大工業地帯	地盤沈下対策事業	48	43
	基盤整備事業	58	53
新産・工特 その他の地域	地盤沈下対策事業	41	36
	基盤整備事業	50	45

また、天変地異・社会情勢の急激な変化等の工業用水道事業者の責に帰することが出来ない事由であって、基準料金の範囲内の料金では事業運営を維持することが困難であると客観的に認められる事業については、下記に示す式による「特例基準料金」の範囲内で定めることが出来るものとされている。

(なお、特例基準料金は基準料金の2倍を限度とする。)

$$\text{特例基準料金} = \text{基準料金} \div (\text{契約水量} \div \text{計画給水量})$$

### 【妥当投資計算について】

工業用水道事業費補助制度は、地盤沈下の防止及び産業の適正配置という政策目標を達成するための料金体系維持の目的で建設費の一部を交付しているもので、建設費が次の妥当投資額を超える場合に、その上回る部分について最大補助率の範囲内で補助金を交付している。

#### ① 妥当投資額計算方法

工業用水道事業の妥当投資額とは、一定の政策料金（基準単価）を前提に、これによって得られる年収入額（計画給水量×365日×基準単価）をもって当該事業の運転管理費を賄いつつ、耐用年数内（平均45年）で投下資本を回収しようとした場合に回収し得る投資額の最高限度をいい、具体的には次の算定式によって求められる。

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{計画給水量} \times 365 \text{日} \times \text{料金一年経費}}{(\text{利率} + \text{減価償却率}) \times (1 + \text{建設利息})}$$

注) 用語の説明

計画給水量：日取水量×有収率（0.93）

料 金：政策的に決定された基準単価

年経費：人件費、動力費、薬品費、修繕費、負担金等の維持管理経費

利率：借入金の利率で、3.754%に設定

減価償却率：工業用水道施設の平均耐用年数（45年）に基づき、定額法で償却。

$$[0.02 = (1 - 0.11) / 45]$$

建設利息率：建設利息総額が、総事業資金に占める割合（建設利息率）は、経験上0.4iTとされている。（ここで、iは利率、Tは工期）

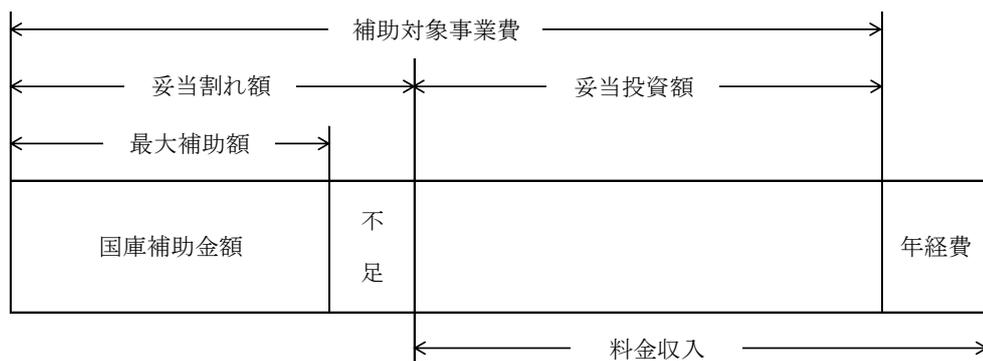
② 妥当投資額と補助率の関係

工業用水道事業費補助は、実際の建設費が妥当投資額を超える場合、その超える分に対して補助金を交付しているものであり、建設費に対する妥当割れ額の比率 {妥当割れ率 = (建設費 - 妥当投資額) / 建設費 × 100} をもって、その補助率としている。ただし、補助率に頭打ちがあり、妥当割れ率が最大補助率を上回る場合、この差分には、金利がかからず、かつ、償還を必要としない資金（地方公共団体の一般会計からの補助等）を充当することが理論的には必要となる。他方、妥当割れ額のない事業には、補助金は交付されず、地方債その他の財源によって建設することとなる。

$$\text{妥当割れ額} = \text{現実の建設費} - \text{妥当投資額}$$

$$\text{妥当割れ率} = \frac{\text{妥当投資額}}{\text{現実の建設費}} \times 100 (\%)$$

③ 妥当投資計算と補助額の関係のイメージ



工業用水道事業補助金の交付を受けた事業の料金の取扱について

平成11年7月1日  
平成11立施設第1号  
通商産業省環境立地局  
産業施設課長

1. 工業用水道事業費補助金の交付を受けた事業の料金は、以下に定める基準料金の範囲内において定めるものとする。

基準料金

区 分	事 業		
	一 般	小 規 模	
四大工業地帯	地盤沈下地帯	48	43
	基盤整備	58	53
新産・工特 その他の地域	地盤沈下地帯	41	36
	基盤整備	50	45

ただし、上記事業において、天災地変・社会情勢の急激な変化等の工業用水道事業者の責に帰すことが出来ない事由であって、基準料金の範囲内の料金では事業運営を維持することが困難であると客観的に求められる事業については、次式による特定基準料金の範囲内で料金を定めることが出来るものとする。

特例基準料金＝条規に定める基準料金÷（契約水量÷計画給水量）

（注） 契約水量は、料金算定期間中の平均契約水量（ $m^3$ /日）とする。

なお、特例基準料金は、上記基準料金の2倍を限度とする。

また、特例基準料金を適用した事業において契約水量に変動があった場合には、協議を行うこととする。

2. 次に掲げる事業の料金は、基準料金の適用外とする。

- (1) 建設費補助金の交付を受けた事業であって、補助金対象施設の減価償却が完了した事業。
- (2) 建設費補助金以外の国庫補助金（改築事業費補助金、汚泥処理施設及び災害復旧にかかる補助金）のみの交付を受けた事業。